

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 健康福祉本部 長寿社会課

法令名	介護保険法	法令の番号	平成9年法律第123号		
不利益処分の種類	介護サービス事業者の業務管理体制の勧告	根拠条項	第115条の34第1項		
処 分 基 準	<p>(1) 第115条の32第2項の規定による届出を行った介護サービス事業者が同上第1項に規定する厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるとき。</p> <p>(2) 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律等の施行について (平成21年3月30日老発第0330076号)</p> <p>(3) 介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について (平成21年3月30日老発第030077号)</p>				
対応区分	処理機関	長寿社会課	交付機関	長寿社会課	目次NO